

医療費助成事業(地単公費)審査支払事務受託市町村一覧

市町村名	ひとり親家庭医療費助成事業					重度心身障がい者医療費助成事業				
	公費負担者番号	開始診療年月	一部負担金	食事療養費	備考	公費負担者番号	開始診療年月	一部負担金	食事療養費	備考
会津若松市	81070021	令和元年 8月	なし	食事標準負担額を助成	※③	82070020	令和 2年 4月	なし	対象外	※②④⑤
白河市						82070053	令和 3年 8月	なし	対象外	※②④⑤
只見町						81070765	平成30年 8月	※①	対象外	※③
湯川村	81070872	平成30年 8月	※①	食事標準負担額を助成	※③	82070871	平成30年 8月	なし	対象外	※②③
柳津町						82070889	令和 3年 8月	なし	対象外	※②④
昭和村						81070955	平成30年 8月	※①	食事標準負担額を助成	※③
西郷村						82070962	令和 3年 8月	なし	対象外	※②④⑤
泉崎村										
中島村										
矢吹町										
川内村	81071227	平成31年 4月	なし	食事標準負担額を助成	※③					
飯舘村	81071300	平成30年 8月	※①	食事標準負担額を助成	※③	82071309	平成30年 8月	なし	対象外	※②③
会津美里町						82071317	令和 3年 8月	なし	対象外	※②④
南会津町						81071326	令和 2年11月	※①	対象外	※③

- 備考 ※① : 世帯ごとに月額1,000円まで(受給者証または上限管理票に徴収金額の記入欄あり)
- ※② : 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方が、精神障がいによる疾患で入院したときは、受給者証を使用できません。
- ※③ : 国保組合被保険者について、70歳以上の全てのレセプト及び70歳未満で一部負担金相当額が21,000円以上のレセプトは公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)
- ※④ : 国保組合被保険者について、65歳未満で一部負担金相当額が21,000円以上のレセプトは公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)
- ※⑤ : 65歳以上の後期高齢者医療保険未加入者で受給者証に「償還」と記載されている方は、公費併用請求の対象となりません。(償還払い対象)

◎ レセプトは、【国保(後期)と公費】の併用レセプトで請求願います。

- ・ 上記の受給者証と一緒に、他の公費の受給者証も利用できます。(例：国保 と 公費54 と 公費82)
- ・ この一覧は過去に作成された一覧と一部表示方法を変更して作成されています。